

○運賃等の値上げ等又は通勤所要回数の変動に伴う 通勤手当に係る届出の取扱いについて

(平成15年4月4日岩警第547号警察本部長)

[沿革] 平成16年3月岩警第310号、16年4月岩警第548号、28年12月岩警第1281号改正

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

みだしのことについて下記のとおり定め、平成15年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、これに伴い、「運賃等の改定に伴う通勤手当の取扱いについて」の通知（昭和47年7月11日付け岩警収第794号）は廃止します。

記

任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合に係る通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号。以下「規則」という。）第3条の規定による届出について、正規の届出がなくても届出の目的を達し得ると認めるときは、その届出に代わる適宜の措置をもって、正規の届出があったものとして取り扱うことができる。

(1) 利用するものとされている交通機関等の運賃等の値上げ又は値下げ（以下「値上げ等」という。）が行われた職員に支給する通勤手当の額について、引き続き当該交通機関等によって通勤手当の額を算出することとなる場合において、次に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ次に定める月から値上げ等の後の運賃等の額を基礎として算出したものによるとき。

ア 定期券（規則第4条第1項に規定する定期券をいう。）を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等に係る通勤手当（ウに掲げるものを除く。） 当該通勤手当に係る支給単位期間（一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第29条第6項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第24条第6項に規定する支給単位期間をいう。）に係る最後の月の翌月

イ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等に係る通勤手当（ウに掲げるものを除く。） 当該交通機関等の運賃等の値上げ等の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

ウ 規則第8条の3第4項各号に掲げる通勤手当 次に定める期間に係る最後の月の翌月

(ア) 次号以外の場合 最長支給単位期間

(イ) 職員の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち規則第8条の3第4項第1号又は第2号に定める期間以外の支給単位期間に係る普通交通機関等に係る運賃等の額が改定された場合（増額改定の場合にあっては、運賃等の額の改定前の1箇月当たりの運賃等相当額が95,000円（特例職員にあっては90,000円）を超えるときを除く。） 当該普通交通機関等に係る支給単位期間

(2) 平均1箇月当たりの通勤所要回数の変動に伴い給与条例第29条第2項第1号及び給

与等条例第24条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額又は給与条例第29条第3項第1号及び給与等条例第24条第3項第1号に規定する1箇月当たりの料金の2分の1相当額に変更が生じた交替制勤務に従事する職員等に支給する通勤手当の額について、引き続き当該変動前と同一の交通機関等によって通勤手当の月額を算出することとなる場合において、当該変動があった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から当該変動後の平均1箇月当たりの通勤所要回数を基礎として算出したものによるとき。